

## 1 みやぎ発展税について

### Q1 みやぎ発展税とはどのような税ですか。

**A1** みやぎ発展税とは、法人事業税の超過課税であり、県内に事務所や事業所を設けて事業を行う法人が納税義務者となります。

発展税の税収は、富県宮城の実現に向けた産業振興施策や、近い将来発生が確実視されている宮城県沖地震の被害最小化を加速するために活用します。

税率は、現行の法人事業税の税率(1.3%から9.6%)に1.05を乗ずるものです。

例えば、現在、5%が適用されている法人については、発展税が導入された場合、適用される税率は5.25%になります。

ただし、中小企業の担税力に配慮し、資本金等の額(資本金の額又は出資金の額)が1億円以下で所得金額が年4千万円以下の法人(電気供給業、ガス供給業等の収入金課税法人については収入金額が年3億2千万円以下の法人)については、超過課税の対象としない不均一課税を合わせて実施いたします。

発展税の課税実施期間については、平成20年3月1日以後に終了する各事業年度から5年間を想定しております

## **Q2 超過課税とは何ですか。**

**A2 超過課税とは、地方税法上標準税率(※)が定められている税目について「財政上その他の必要がある場合」に標準税率を超えた税率で課税することです。**

**本県においても少子高齢化対策に充てるため、県民税法人税割の超過課税(標準税率5.0%を0.8%超過して5.8%の税率で課税)を昭和51年度から実施しております。**

**※ 標準税率とは、地方団体が課税する場合に通常よるべき税率で、その財政上その他の必要があると認める場合においては、これによることを要しない税率をいい、地方交付税の基準財政収入額の算定基礎として用いられる税率です。**

### **Q3 なぜ、今、みやぎ発展税を導入するのですか。**

**A3 近年、地方交付税の大幅な減額が行われたことなどにより、宮城県は深刻な財政危機に直面しております。**

この危機的な財政状況に対応するため、県としては、「宮城県行政改革プログラム」や「新・財政再建推進プログラム」に基づき、徹底した歳入確保対策や歳出削減対策に取り組んでいるところであります。

こうした危機的な財政状況の中にあっても、本県の重要施策を推進していくための財源を自己責任で確保することが必要であり、県自体の行財政改革は当然の前提として、本県の重要施策である富県宮城の実現に向けた産業振興施策と近い将来発生が確実視されている宮城県沖地震の被害最小化を加速するために、今般、みやぎ発展税を導入することとしたものです。

## **Q4 みやぎ発展税の導入によって税収はどれくらいになるのですか。**

**A4 みやぎ発展税については、資本金等の額が1億円を超え又は1億円以下でも所得金額が4千万円を超える法人及び収入金額が3億2千万円を超える法人について、法人事業税の税率を5%超過して課税するものと想定しております。**

**平成18年度の実績により試算しますと、超過課税による税収見込は単年度約30億程度となり、当面の課税期間5年間に於ける税収見込は約150億円と想定しております。**

**Q5 超過税率はなぜ5%なのですか。**

**A5 超過税率の5%については、負担の程度や同様に法人事業税の超過課税を実施している7都府県(※)の超過税率が愛知県を除いて5%であることを総合的に勘案し5%としたものです。**

**※ 東京都(昭和49年), 大阪府(昭和50年), 兵庫県(昭和51年), 愛知県(昭和52年), 神奈川県(昭和53年), 静岡県(昭和54年), 京都府(昭和56年)**

**Q6 課税期間は5年間ということですが、延長もあい得るのですか。**

**A6 課税期間を更新するかどうかについては、その時点の財政需要や納税義務者である企業の負担などを踏まえ判断することになります。**

**Q7 資本金等の額が1億円を超える場合、所得金額が4,000万円以下でも超過課税の対象になりますか。**

**A7 みやぎ発展税については、資本金等が1億円を超え又は1億円以下でも所得金額が4千万円を超える法人及び収入金額が3億2千万円を超える法人について、法人事業税の税率を5%超過して課税するものと想定しております。**

**したがって、所得金額が4,000万以下でも資本金等の額が1億円を超える場合は超過課税の対象になります。**

**Q8 不均一課税とは何ですか。例えば、資本金等の額が1億円で所得が4千万円の場合、超過課税の対象になりますか。**

**A8 不均一課税とは、特定の対象について税率変更や非課税措置を入れて、不均一な取り扱いを行うものです**

今回導入を想定している法人事業税の超過課税については、担税力の観点から、資本金等が1億円以下かつ所得金額が4千万円以下である法人、収入金課税の法人については収入金額が3億2千万円以下の法人について超過課税を適用しないとする不均一課税を併せて実施することとしております。

したがって、資本金等の額が1億円で所得が4,000万円の場合は、超過課税の対象にはなりません。

## **Q9 県の財政状況が厳しいから増税するのではないのですか。**

**A9 確かに本県の財政状況は、平成16年度以降に三位一体改革の名の下に行われた地方交付税の大幅な減額等により、平成18年度から平成21年度までに2,267億円（中期財政見通しでは2,435億円に拡大）という巨額の財源不足が生ずる見込みとなっており、危機的な財政状況に直面しております。**

こうした危機的な財政状況に対応するため、県としては、「宮城県行政改革プログラム」や「新・財政再建推進プログラム」に基づき、徹底した歳入確保対策や歳出削減対策に取り組んでいるところであります。

今回の新税制は、県自体の行財政改革は当然の前提として、本県の重要施策である富県宮城の実現に向けた産業振興施策と近い将来発生が確実視されている宮城県沖地震の被害最小化を加速するために、導入することとしたものであり、単に県の財政状況が厳しいから導入するというものではありません。

## **Q10 みやぎ発展税の用途はどのようなものですか。**

**A10 みやぎ発展税の導入により得た税収は、「富県宮城の実現」に向けた産業振興施策の一層の充実と、宮城県沖地震の発生に備えた被害最小化施策の加速に充て、併せて製造業に係る工場の新増設等に対する優遇税制である企業立地促進税制を導入することによって、これらの相乗効果により県内総生産10兆円の達成を目指す富県宮城の取組を強化するとともに宮城県沖地震への備えをより万全なものにしていくこととしております。**

**Q11 みやぎ発展税を導入して実施しようとしている産業振興施策とは、具体的にどのようなものを考えているのですか。**

**A11 産業振興施策分野については、県内外企業の工場新增設等を促進する奨励金の引き上げや産業基盤整備等を内容とする「企業集積促進」に100億円、産学連携による技術支援の強化や公設試験研究機関の機能強化による県内中小企業の技術力向上と競争力強化等を内容とする「中小企業技術高度化支援」に10億円、産業界から大学、高校まで一体となった産業人材育成体制の強化等を内容とする「人づくり支援」に5億円、そして、官民協働によって地域産業振興施策を機動的に展開することを内容とする「地域産業振興促進」に10億円、合わせて125億円の充当を想定しております。**

**これにより、県内への企業集積を促進するとともに県内中小企業の活性化を図り、合わせて地域産業振興施策をタイムリーに展開し、県内総生産10兆円の達成に向けた取組を進めていきたいと考えております。**

**Q12 みやぎ発展税を導入して実施しようとしている震災対策とは具体的にどのようなものを考えているのですか。**

**A12 震災対策分野については、橋梁・公共建築物の耐震化や防災拠点施設整備等「災害に対応する産業活動基盤強化」に20億円、企業防災リーダーや地域防災リーダーの養成、防災情報ネットワーク整備など「防災体制の整備」に5億円など、宮城県沖地震の被害最小化のための施策を展開し、宮城県沖地震への備えをより万全にしていきたいと考えております。**

## II 企業立地促進税制について

### Q13 企業立地促進税制とはどのようなものですか。

**A13** 企業立地促進税制については、県内への企業集積の促進による経済の活性化等を図る観点から一定の要件の下、法人事業税や不動産取得税などの不均一課税又は課税免除を行うとするものであり、みやぎ発展税の課税期間と合わせて現時点では平成20年4月から平成25年3月まで行うこととしております。

具体的には、製造業を行う法人の生産等設備の新增設について、その取得価格が1億円(過疎地域等は5千万円)以上で、新增設に伴う新規雇用者が3人以上という要件を満たす場合に、新增設した対象部分に係る不動産取得税を1/2免除するとともに、法人事業税と県固定資産税については、一定の対象額について3年間、1/2に免除するものです。

ただし、この場合で企業立地促進法に規定する集積区域における、企業立地促進法に基づく基本計画に定められた「高度電子機械産業」と「自動車関連産業」の工場等の新增設については、不動産取得税、3年間の法人事業税及び県固定資産税とも課税を免除するというものです。

## **Q14 企業立地促進法とは何ですか。**

**A14 地域経済の自律的発展の基盤強化を図るため、産業集積の形成及び活性化に関する地域の取組に対して、企業立地等を行う事業者への支援等を講ずるというものです。**

支援策の例としては、一定の要件を満たす場合、立地企業の設備投資に対する税制優遇(特別償却)や不動産取得税、固定資産税の減免等の措置などがあります。

## **Q15 対象業種はなぜ製造業のみなのですか。**

**A15 製造業を中心に設備投資が活発化していること、ここ数年、企業立地件数が増加していること、特に半導体を中心とした先端技術産業の大型案件が増加しており関連企業の集積が期待されることなどの企業立地動向を踏まえ、関連企業等のすそ野が広く、また、経済的波及効果の大きい製造業に特化し、政策誘導することにより企業誘致活動全体の底上げを図ることとしたものです。**

**Q16 なぜ、法人事業税の課税免除期間は3年間なのですか。**

---

**A16 農村地域工業等導入促進法(農工法)等現行の法令に基づく県税の課税免除期間との整合性を図ったことによるものです。**

### Ⅲ 行財政改革等について

**Q17 新税導入の前に行財政改革を徹底すべきではないのですか。**

**A17 本県では従来から行財政改革に積極的に取り組んでおり、近年の行財政改革の取組としては、平成9年度から「新しい県政創造運動」をスタートし、第一次行政改革推進計画、第二次行政改革推進計画に取り組む一方、財政状況の悪化により、平成11年度には財政危機宣言を発し、給与削減や歳出構造改革に着手して515億円の財源対策を講じたほか、平成14年から平成17年までの財政再建推進プログラムでは、人件費の抑制など行政のスリム化や事務事業の見直し等により654億円の歳出削減を図るとともに、県有未利用財産の売却など334億円の歳入を確保し、合計で988億円の財源対策を実施しました。**

**また、平成11年度から平成17年度まで定員適正化計画を実施し、知事部局の職員の8.4%、478人を削減しています。**

**しかしながら、このような対策を講じても、平成18年度から平成21年度までにおい**

では、更に**2,267億円**という巨額の財政不足が生ずる見込みとなっており(平成19年3月の中期見通しでは**2,435億円**に拡大)、このため、平成18年度から平成21年度までを実施期間とした「宮城県行政改革プログラム」や「新・財政再建推進プログラム」を策定し、全庁一丸となって一層の行財政改革に取り組んでいます。

特に「**深刻な財政危機の克服**」については、徹底した歳入確保対策(**985億円程度**)や聖域なき事務事業の見直し、「宮城県定員管理計画」に基づく知事部局以外も含めた総職員数の削減(平成22年度までに**4.8%**、**1,425人程度**)などの歳出削減対策(**1,142億円程度**)を実施しているところであり、さらに、これらの対策に加え、平成19年度から実施した給与構造改革により、3年間で**89億円**の人件費を削減します。

こうした状況においても、本県においては、「富県宮城の実現」に向けた産業振興施策を重点的に実施することや近い将来確実に発生が予測される宮城県沖地震の発生に備えた対策を加速させるなど、早期に取り組むべき重要課題が山積していることから、徹底した歳入確保対策や歳出削減対策は当然の前提として、県内総生産**10兆円**の達成と宮城県沖地震への万全な備えに活用するために、みやぎ発展税を導入することとしたものです。

## **Q18 新税導入の前に滞納整理を徹底すべきではないのですか。**

**A18 滞納額の縮減による租税債権確保の強化については、新税導入の如何に係わらず、全力を挙げて取り組んで行くべきものと考えております。**

滞納額の縮減については、これまでも、夜間及び休日窓口の開設、インターネット公売等による積極的な滞納処分の実施、市町村との連携による個人県民税収入率向上対策など、様々な施策に取り組み、平成18年度には、自動車へのタイヤロック装着や自動車引き揚げなど新たな取り組みも積極的に行っております。

今年度以降も、平成19年度を初年度とする「宮城県税収確保対策3か年計画」に基づき積極的な滞納額の縮減を進めていきます。